様式第１号（第３条関係）

年　月　日

菊池市長　　様

**写真等使用申請書**

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　申請者　団体名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　次のとおり、菊池市写真等の使用に関する要綱第３条の規定により、菊池市の管理する写真等の使用を申請します。なお、使用に当たっては、菊池市写真等の使用に関する要綱を遵守します。

１　使用目的

|  |
| --- |
|  |

２　使用写真等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 撮影場所等 | 被写体・内容等 | 枚数 | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

３　連絡先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担当者名 |  | Ｅメール |  |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ番号 |  |

４　添付資料（必要に応じて添付）

　　写真等の使用イメージ原稿（レイアウト、スケッチ等）

※成果物を販売する場合は、次の添付書類も提出すること

　　１　企画書（商品名、販売価格、販売方法等を明記）

　　２　使用形態及び形状の分かる見本等

　　３　その他参考になるもの

○菊池市写真等の使用に関する要綱（一部抜粋）

第７条　使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

　(1)　申請した使用目的のみに使用し、市長が条件を付した場合にはそれに従うこと。

(2)　写真等のイメージや撮影された趣旨を損なう使用をしないこと。

(3)　写真等の二次加工等をしないこと。ただし、市と協議を行い、事前に承認を得た場合はこの限りでない。

(4)　提供を受けた写真等を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(5)　提供を受けた写真等を使用したデザインについて、商標登録の出願等を行わないこと。

(6)　写真等に「菊池市提供」と記すなど、提供元を明記すること。ただし、市と協議を行い、事前に承認を得た場合はこの限りでない。

(7)　提供を受けた写真等と合わせ、その被写体となる場所、地名、施設の名前及びその説明を記載する等、可能な限り市の広報、宣伝及びイメージアップにつながるよう配慮すること。

(8)　写真等を使用した成果物の完成後は、当該成果物を１部市へ送付すること。

　(承認の取り消し)

第９条　市長は、使用者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取り消すものとする。この場合において、市長は、承認の取消し利用を付して、写真等使用取消通知書（様式第４号）により使用者に通知するものとする。

　(1)　この要綱の規定に違反していると認められるとき。

(2)　申請に虚偽又は不正があったとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

２　前項の規定により承認を取り消されたものは、写真等をいかなる場合でも使用してはならない。

３　第１項の規定により承認を取り消されたものは、市長が写真等を使用した成果物等の回収を求めたときは、速やかに当該成果物等を市長へ提出しなければならない。

　(責任の制限)

第10条　市長は、前条の規定により承認の取消しをした場合において、使用者に損害が生

じても、その責めを負わない。

２　市長は、使用者が写真等の使用によって、本人又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

　(争論等の解決)

第12条　写真等の使用に関し、論争又は訴訟が生じたときは、使用者が使用者の責任と費用負担において解決するものとする。